

■船橋市老人デイサービスセンター指定管理者モニタリングシート

によるモニタリング結果

施設名	船橋市北老人デイサービスセンター
指定管理者	社会福祉法人 清和会
評価対象期間	平成 28 年4月～平成 29 年1月
所管課	健康福祉局健康・高齢部高齢者福祉課
評価責任者	健康福祉局健康・高齢部長 伊藤誠二

総合評価	評価の理由
A	事業計画に基づく評価表の評価項目中、S評価1項目、A評価18項目となり、概ね協定書・仕様書・事業計画書のとおり管理運営されているといえるためA評価とした。 全般的に事業計画どおりの管理運営がなされていた上、利用者受入計画において事業計画以上の優れた管理運営がなされていた。

※総合評価は「高齢者福祉課による評価」だけを対象に評価する

総合評価の基準	
S	事業計画に基づく評価表の評価項目がSとAで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない又は事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、事業計画に基づく評価表の評価項目内に一つでもDがある場合

<事業計画に基づく評価表>

評価項目	指定管理者による評価	高齢者福祉課による評価
1. 管理の基本方針	/	/

評価項目		指定管理 者による 評価	高齢者福 祉課によ る評価
(1)基本方針の理解・周知	老人デイサービスセンターの公の施設の性格や管理運営の基本方針を理解し、職員や利用者へ周知しているか	S	A
(2) 基本方針に沿った管理運営	公の施設の性格や管理運営の基本方針に沿った運営を行っているか	S	A
2. 業務計画			
(1)通所介護計画の作成	利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか	S	A
(2) 機能訓練サービス及び食事サービス	利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施しているか 栄養、ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	S	A
(3)送迎サービス及び入浴サービス	必要に応じ、利用者の送迎を行い、送迎用の車両及びその運行について適切に管理しているか 利用者の心身の状況に応じた適切な入浴サービスを提供しているか	S	A
(4)生活指導及び介護相談等利用者やその家族との関わり方	利用者への生活指導及び介護相談等を適切に実施し、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持と併せ、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っているか	S	A
(5)レクリエーション、行事等	利用者の身体状況及び精神状況に応じ適切なレクリエーションや行事を行っているか	S	A
(6)若年性認知症の受け入れ体制	若年性認知症の方から利用の申出があった場合に、いつでも受け入れられるよう、提供するサービスやその実施体制、利用促進方法の整備等、受け入れ体制を整備しているか	S	A
(7) 緩和した基準による通所型サービスの受け入れ体制	緩和した基準による通所型サービスの実施体制、利用促進の方法、受け入れ体制の整備を行っているか	S	A
3. 管理計画			
(1)安全管理	事故や災害の未然防止や発生時の緊急対応について適切な体制が整えられているか	S	A
(2)衛生管理	施設の衛生管理が適切になされているか 感染症等の未然防止について適切な体制が整えられているか	S	A
(3)施設及び設備等の管理	施設や設備の効用を最大限発揮するよう適切に維持管理しているか	S	A
(4)個人情報の取り扱い	個人情報保護の体制を取り、職員に周知・徹底を図っているか	S	A
(5)苦情トラブルの未然防止対策及び	苦情の未然防止及び発生時における適切な対応のために、必	S	A

評価項目		指定管理 者による 評価	高齢者福 祉課によ る評価
発生後の対応	要な措置を講じているか		
(6)職員配置及び職員研修	適切な職員配置を行い、また、職員に対しサービス向上に必要な研修を実施しているか	S	A
(7)収支計画	指定管理期間中安定的な管理運営を行える適切な収支となっているか また、経理について適切に処理されているか	S	A
4. その他管理運営に関する計画			
(1)利用者受け入れ計画	市民に対する周知、現利用者へのサービス向上やニーズへの対応などについて必要な体制がとられているか	S	S
(2)市指定モニタリング以外のモニタリングに関する考え方	事業計画書に記載されたモニタリングを実施しているか	S	A
5. 自由計画			
	事業計画書に記載された内容を実施しているか	S	A

項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理運営がなされている
B	概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている